

白子町ホームページバナー広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、白子町（以下「町」という。）が管理するホームページへのバナー広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町ホームページ 町が管理し公開するホームページで、town.shirako.lg.jpドメインで公開するものをいう。
- (2) バナー広告 広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）の社名、団体名等の識別可能な文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するもの
- (3) リンク先ページ バナー広告のリンク先のホームページ

(広告の種類及び範囲)

第3条 町ホームページに掲載する広告はバナー広告（以下「広告」という。）とし、町の広報媒体としての品位、公共性、及び公益性を妨げないものであって、その範囲は次の各号いずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令、条例、規則等に違反し、又は抵触するおそれがあるもの
- (2) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に係るもの又はこれに類するもの
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又は反するおそれがあるもの
- (4) 政治活動及び宗教活動に関するもの
- (5) 社会問題、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (6) 青少年保護又は消費者保護の観点から適切でないもの
- (7) 売名行為及びこれに類する内容のもの
- (8) 暴力団その他反社会的団体が関与するもの
- (9) その他掲載する広告として適当でないと町長が認めるもの

(広告の規格等)

第4条 広告の掲載数は10枠とし、掲載位置は町が指定した位置とする。

- 2 広告1枠の大きさは、縦60ピクセル、横120ピクセルとする。
- 3 バナー広告のデータ容量は、4キロバイト以内とする。

4 広告のデータ形式は、G I F形式（アニメーションG I F形式を除く。）、J P E G形式及びP N G形式とする。

5 広告は静止画像とし、適切な情報を補足するためのA L T属性を付けるものとする。

（広告掲載の募集）

第5条 広告掲載の募集は公募とし、町ホームページ及び町広報紙等を通じて希望者を募るものとする。

2 募集枠数の状況に応じて随時募集を行う。なお、枠数が埋まった時点で終えるものとする。

（広告掲載料）

第6条 広告掲載料は、1枠あたり1箇月5,000円とする。

2 国、地方公共団体及びその外郭団体等が非営利目的で広告を行う場合等又は町長が特別な理由があると認めたときは、バナー広告掲載料を減免することができる。

（広告の掲載期間）

第7条 広告を掲載する期間は、月の初日から末日までの1箇月を単位とし、連続する掲載期間は当該年度末までとする。

（広告の申込み）

第8条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、白子町ホームページバナー広告掲載申込書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に申し込まなければならない。

（1） 広告原稿（電子記録媒体に保存されているもの）

（2） 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（広告掲載の決定）

第9条 町長は、前条の申込みがあったときは、第3条の規定に基づき、広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 町長は、広告の可否を決定したときは、白子町ホームページバナー広告掲載・不掲載決定通知書（別記様式第2号）により申込者へ通知するものとする。

（広告掲載料の納付）

第10条 広告主は、町長の指定する期日までに第6条第1項に規定する広告掲載料を、一括前納するものとする。ただし、町長が特別の事由があると認めるときはこの限りでない。

（広告原稿等）

第11条 広告原稿は、町が指定する方法により広告主の負担で作成するものとする。

(広告内容等の変更)

第12条 町長は、広告の内容、デザイン及びリンク先ページの内容等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要綱に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を指示することができる。

2 広告主は、広告掲載の申込み後及び広告掲載中にリンク先ページの内容等を変更する場合は、町と事前に協議しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第13条 町長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 町長が指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 町長が指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 広告内容が第3条各号に該当することが判明したとき。
- (4) その他町ホームページへの広告掲載が適切でないと町長が判断したとき。

2 前項の規定により、掲載決定を取り消したときは、白子町ホームページバナー広告掲載決定取消通知書(別記様式第3号)により、当該広告主に通知するものとする。

(損害賠償請求)

第14条 前条第1項第3号に該当する事由により町が損害を被った場合は、町長は広告主に対し損害賠償請求を行うことができるものとする。

(広告掲載料の還付)

第15条 広告掲載が決定した後、専ら町の責めに帰する事由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を広告主に還付するものとする。

2 前項の還付する額は、掲載できなくなった月以降の納付済み月額額の総額とする。

3 掲載後、広告主の責めに帰すべき事由により、広告の掲載が中止になったときは、広告掲載料は還付しない。

(免責事項)

第16条 広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止される場合にあっては、広告掲載の停止による広告掲載料の返還、損害の補償等を町に請求しないこととする。

- (1) 町のサーバー、ソフトウェア等の点検、修理、改良等による停止
- (2) 火災及び地震、水害、落雷等の天災、悪意を持つ第三者によるサーバーその他町のコンピュータへの不正アクセス等の起因による通信回線等の事故、障害等による停止

2 町は、広告ができなかったことにより広告主に生じるいかなる損害についても、広告掲載料の返還以外の責めを負わないものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日要綱第59号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 処分その他の行為についての不服申立てであってこの要綱の施行前にされた処分その他の行為に係るものについては、なお従前の例による。